

## 振興組合御加入のお願い

用賀商店街振興組合

貴店には益々御清栄の事とお喜び申し上げます。

用賀商店街振興組合では、「安心、安全で楽しさのある街づくり」を目的とし、地域と組合員の発展と繁栄をはかるため、下記の事業を行い、公共的役割を果たすとともに活気のある商店街活動を行っております。

つきましては貴店におかれましても、是非、振興組合に御加入を戴きまして御協力下さいませよう よろしくお 願い申し上げます。

お申し込み場所 用賀商店街振興組合事務所

住 所 世田谷区用賀4- 12- 15

電 話 03(3700)6659

FAX 03(3707)1113

### (1)共同売り出しに関する事業

- |         |    |       |   |       |
|---------|----|-------|---|-------|
| ・中元売り出し | 期間 | 6月下旬  | ～ | 7月上旬  |
| ・歳末売り出し | 期間 | 12月上旬 | ～ | 12月下旬 |
| ・春の大感謝祭 | 期間 | 3月下旬  | ～ | 4月初旬  |

### (2)同宣伝に関する事業

- ・ホームページを活用した販売促進事業 (新規・更新無料で掲載できます)
- ・ファミリースタンプを活用した販売促進事業  
(加盟店でお買い上げ100円毎に1枚進呈)
- ・納涼盆踊り 縁日大会、期日 7月下旬に開催
- ・年5～6回の新聞折り込み広告による販売促進事業
- ・有線放送宣伝、貴店の宣伝にご活用下さい。(1カ月1,700円)

### (3)共通商品券取扱いに関する事業

世田谷区商店街連合会の発行する区内共通商品券を消費者への利便と組合員の売上げ増進のために取り扱う (加盟金、会費等一切不要)

販売促進にご活用ください。

(4) 集金代行に関する事業

共済制度の集金代行を組合で行う事により、組合員の利益を計る。

- A 都連互助会共済 (月額会費 1,500円)
  - B 玉川商店街連合会共済 (年会費 1,000円)
- (火災・死亡に対して相互補償を行う)

(5) 福利厚生に関する事業

- A 新年祝賀会            期日    1月中旬に開催
- B 親睦旅行            期日    10月中旬～下旬に実施
- C 慶     弔

(6) 部活動、青年部、女性部

# 振興組合加入申込書

平成 年 月 日

用賀商店街振興組合理事長殿

店名・法人名

資本金(法人のみ)

業種

事務所の住所

TEL: ( )

FAX: ( )

本店・本社の住所

TEL: ( )

Eメールアドレス

@

スリガナ  
代表者名

(印)

振興組合加入に際し次の出資金、加入金を添えて申し込みます。  
尚、加入後は、振興組合の定款を順守いたします。

出資金 1口 10,000円 振興組合加入金 10,000円  
経費賦課金 2,500円

(月の中途に御加入の場合は、翌月分よりお支払いください。)

経費賦課金の支払い方法 自動振替(振替日、毎月26日、休日の場合は翌日)

支払先 用賀商店街振興組合 理事長 小林弘忠

下記の組合取引金融機関(用賀支店)より自動振替にて(貴店の口座より組合口座に)納入してください。

振替を行う金融機関に○をつけてください。

・三井住友銀行      ・三菱東京UF銀行      ・世田谷信用金庫  
・城南信用金庫      ・共立信用組合

# 振興組合加入申込書 (控)

平成 年 月 日

用賀商店街振興組合理事長殿

店名・法人名

資本金 (法人のみ)

業 種

事務所の住所

TEL: ( )

FAX: ( )

本店・本社の住所

TEL: ( )

Eメールアドレス

@

スリガナ  
代表者名

(印)

振興組合加入に際し次の出資金、加入金を添えて申し込みます。  
尚、加入後は、振興組合の定款を順守いたします。

出資金 1口 10,000円 振興組合加入金 10,000円  
経費賦課金 2,500円

(月の中途に御加入の場合は、翌月分よりお支払いください。)

経費賦課金の支払い方法 自動振替 (振替日、毎月26日、休日の場合は翌日)

支払先 用賀商店街振興組合 理事長 小林弘忠

下記の組合取引金融機関 (用賀支店)より自動振替にて (貴店の口座より組合口座に) 納入してください。

振替を行う金融機関に○をつけてください。

・三井住友銀行      ・三菱東京UF銀行      ・世田谷信用金庫  
・城南信用金庫      ・共立信用組合